

昭和二十七年七月十八日受領
答 弁 第 五 一 号

(質問の 五一)

内閣衆質第五一号

昭和二十七年七月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員並木芳雄君提出駐留軍施設による損害の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出駐留軍施設による損害の補償に関する質問に対する答弁書

一 東京都立川市における飲料水汚濁の原因については、現地軍の本年七月一日付の書かんによれば、基地内の地下に敷設した油送管に欠陥があり、該油送管は近く放棄されることとなつてゐるが、飲料水に対する汚濁の情況は数週間ぐらひは続くものと思われる。

本件の損害補償をするに当つては、被害發生の時期が占領期間から平和條約發効後にわたつて引き續いてゐるので、その補償については占領期間中のものは閣議了解による見舞金制度により、發効後は行政協定第十八條に基く民事特別法によつて処理されることとなるので、補償については、被害者の具體的請求に基いて詳細な調査を行い、その結果により所要の手續を経て補償金の支拂を行う予定である。

二 横田基地内排水は、ん濫による北多摩郡砂川村の被害に対する補償については、先に連合軍軍に対して補償支拂の承認を要請（二、七八二、五六〇円）したが、平和條約發効までにはその回答に接することが

できなかつた。よつて政府においては、これが補償を行うこととして目下所要の手續を進めている。

右答弁する。